



JPX

新市場区分における 上場に関する料金の概要 (上場会社向け)

2021年8月6日 作成
株式会社東京証券取引所

1. 改正概要（既上場会社向け）	P 3
2. 新規上場に関する費用	P 4
(1) 上場審査料		
(2) 新規上場料		
(3) 新規上場に係る公募又は売出しに係る料金		
3. 上場会社が支払う費用	P 5
(1) 年間上場料		
(2) 新株の発行等に係る料金		
(3) 新株の上場に係る料金		
(4) 合併等に係る料金		
4. 市場区分の変更に係る費用	P 7
(1) 市場区分の変更審査料		
(2) 市場区分変更料		

各料金の詳細については、「コーポレートガバナンス・コードの一部改訂に係る有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表（市場区分の再編に係る第三次制度改正事項）」をご確認ください。

<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/revise/nlsgeu000005lokr-att/shinkyu.pdf>

なお、次ページ以降に記載の規則は本改正後のものを指します。

1. 改正概要（既上場会社向け）

- ✓ 既上場会社が、新市場区分の選択申請や新市場区分への移行を行うにあたっては、上場審査料や新規上場料の課金は行いません。
- ✓ 新市場区分への移行後における年間上場料、T D n e t 利用料、新株券等の発行等又は上場に係る料金、合併等に係る料金及び取扱いについては、以下に掲げるとおりとします。
 - a. スタンダード市場
現在、市場第二部に適用しているものと同額とします。
 - b. プライム市場
現在、市場第一部に適用しているものと同額とします。
 - c. グロース市場
現在、マザーズに適用しているものと同額とします。
- ※ ただし、新市場区分への移行日（2022年4月4日）の前日にJASDAQに上場していた会社については、当分の間、現在、JASDAQに適用しているものを原則として適用します。
- ✓ 新市場区分への移行後における年間上場料の支払期日が以下のとおり変更となります。
 - 4月から9月までの期間に対応する年間上場料：9月末日まで
 - 10月から翌年3月までの期間に対応する年間上場料：3月末日まで
- ※ 2022年8月に請求する年間上場料から、上記のとおり支払期日が変更となります。なお、請求書のT a r g e t 提供時期は、8月及び2月の月初から変更ありません。

2. 新規上場に関する費用

- 以下の費用は、未上場会社が新規上場する際にお支払いいただくものです。既上場会社が新市場区分の選択申請や新市場区分への移行を行うにあたり、費用は発生しません。

(1) 上場審査料 (規程施行規則第702条)

市場区分	金額
スタンダード市場	300万円
プライム市場	400万円
グロース市場	200万円

(2) 新規上場料 (規程施行規則第707条)

市場区分	金額
スタンダード市場	800万円
プライム市場	1,500万円
グロース市場	100万円

(3) 新規上場に係る公募又は売出しに係る料金 (規程施行規則第708条)

- 新規上場に係る株券等の公募又は売出しが行われる場合

公募総額の万分の9に相当する金額

売出し総額の万分の1に相当する金額

※ ただし、グロース市場への新規上場に係る株券等の公募又は売出しに係る料金は、上限1,900万円。

3. 上場会社が支払う費用

(1) 年間上場料 (規程施行規則第709条、同付則第5項)

- 市場区分に応じて次の表に定める金額に、T D n e t 利用料12万円を加算した金額。

上場時価総額	スタンダード市場	プライム市場	グロース市場
50億円以下	72万円	96万円	48万円
50億円を超え250億円以下	144万円	168万円	120万円
250億円を超え500億円以下	216万円	240万円	192万円
500億円を超え2,500億円以下	288万円	312万円	264万円
2,500億円を超え5,000億円以下	360万円	384万円	336万円
5,000億円を超えるもの	432万円	456万円	408万円

- ※ ただし、2022年4月3日におけるJASDAQ上場会社 (注) については、当分の間、次の表に定める金額に、T D n e t 利用料12万円を加算した金額。

上場時価総額	金額
1,000億円以下	100万円
1,000億円を超えるもの	120万円

- (注) 2022年4月4日の新市場区分への移行に際して、2022年4月3日におけるJASDAQの内訳区分に応じて、右記のとおり移行した場合(2022年4月4日以後に市場区分の変更を行った場合を除く。)に限ります。(以下同じ。)

2022年4月3日		2022年4月4日
JASDAQスタンダード	⇒	スタンダード市場
JASDAQグロース	⇒	グロース市場

3. 上場会社が支払う費用

(2) 新株の発行等に係る料金 (規程施行規則第710条、同付則第6項)

事象	金額
上場株券等の発行又は処分をする場合	発行価格×発行又は処分する株数×万分の1
新株予約権の目的となる株式が上場株式である新たな新株予約権を発行する場合	(新株予約権の発行価格×総数+行使に係る払込金額×目的となる株式の数)×万分の1
上場株券等の売出しをする場合	売出し価格×売出し株式数×万分の1

※ ただし、2022年4月3日におけるJASDAQ上場会社については、当分の間、支払いを要しません。

(3) 新株の上場に係る料金 (規程施行規則第711条、同付則第7項)

- 発行価格に発行株数を乗じて得た金額の万分の8に相当する金額。

※ ただし、2022年4月3日におけるJASDAQ上場会社については、当分の間、上限6,000万円。

(4) 合併等に係る料金 (規程施行規則第712条、同付則第10項)

- その合併等に際して発行する株数と交付する自己株式数の合計に、合併等の効力発生日の売買立会におけるその株式の最終価格を乗じて得た金額の万分の2に相当する金額(上限1,000万円)。

※ ただし、2022年4月3日におけるJASDAQ上場会社については、当分の間、1株当たりの資本組入れ額に新たに発行する株券等の数を乗じて得た金額の万分の8に相当する金額(上限1,000万円)。

4. 市場区分の変更に係る費用

(1) 市場区分の変更審査料 (規程施行規則第704条)

市場区分	金額
スタンダード市場	300万円
プライム市場	400万円
グロース市場	200万円

(2) 市場区分変更料 (規程施行規則第713条、同付則第3項)

- 市場区分に応じて次の表に定める金額から、既に支払った新規上場料を控除した金額。

市場区分	金額
スタンダード市場	800万円
プライム市場	1,500万円
グロース市場	100万円

※ ただし、2022年4月3日における上場会社については、「既に支払った新規上場料」とあるのは、同日の市場区分に応じて、次の表に定める金額とします。

2022年4月3日における市場区分	金額
市場第一部	1,500万円
市場第二部	1,200万円
マザーズ	100万円
JASDAQ	600万円